

## 一般社団法人石川県バスケットボール協会 旅費規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人石川県バスケットボール協会の理事及び監事（以下「役員」という）並びに事務局職員等が本協会の業務のために出張する場合における旅費その他必要な事項を定め、その業務の円滑な運営に資することを目的とする。

### (出張)

第2条 本規程でいう出張とは、役員、事務局職員等が業務のため一時居住地を離れて旅行することをいう。

### (旅費の支給)

第3条 役員、事務局職員等が出張した場合には、当該出張者に対し、旅費を支給する。

### (旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、出張に要する交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃）、日当及び宿泊料とする。

- 2 交通費のうち鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 交通費のうち船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 交通費のうち航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 交通費のうち車賃は、陸路（鉄道を除く）旅行について、路程に応じ実費額により支給する。
- 6 日当は、出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

### (旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、用務の都合又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

### (旅費を他より受けた場合の取扱い)

第6条 関係先等が出張者の旅費の一部、または全部を負担した場合には、本規程に定める旅費を減額するか、または支給しないことがある。

### (交通費)

第7条 交通費の額は、別表に定めるとおりとする。

### (鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、現に利用に要する旅客運賃および急行料金または特別急行料金（新幹線料金含む）を支給する。ただし、県内出張においては、急行料金または特別急行料金（新幹線料金含む）を支給しない。

- 2 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する急行料金および特別急行料金（新幹線料金含む）のほか、座席指定料金（普通車指定席）を支給する。

(船賃)

第9条 船賃は、現に利用に要する旅客運賃を支給する。

(航空賃)

第10条 航空賃は、現に利用に要する旅客運賃を支給する。

(車賃)

第11条 車賃は、現に利用に要する運賃を支給する。ただし、自家用車により旅行する場合の車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。

(日当)

第12条 日当の額は、別表に定めるとおり定額とする。ただし、県内出張においては、日当を支給しない。

(宿泊料)

第13条 宿泊料の額は、別表に定めるとおり定額とする。

(雑則)

第14条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関して必要な事項は専務理事が定める。  
第14条の2 審判委員会における育成・普及事業等に関わる交通費は別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月26日から施行する。

別表 (第7条から第13条関係)

区 分		鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	日 当	宿泊料
役員、事務 局職員等	県内 出張	旅客運賃	旅客運賃	旅客運賃	実 費	0 円	12,000 円
	県外 出張	旅客運賃 急行料金 特別急行料金	旅客運賃	旅客運賃	実 費	2,000 円	12,000 円
備 考		1 県内出張は、原則日帰りとする。 2 県内出張旅費は、出張者の居住地から概ね 30km を超える移動の場合に支給する。 3 宿泊を伴う県内出張の場合、県外出張に相当する日当を支給する。 4 自家用車による旅行において、有料道路を利用した場合は、車賃とは別に有料道路料金を支給することができる。					